

2024 年度 埼玉県立大学 教職課程自己点検・評価 報告書

(報告) 埼玉県立大学保健医療福祉学部 教職関連科目担当者会

<埼玉県立大学の教員養成>

埼玉県立大学保健医療福祉学部は、「現代社会を構成する市民としての豊かな教養、確かな倫理観と人間観を基盤に、保健医療福祉分野における専門的な知識と技術とともに多職種との連携と協働に必要な能力をもって、人々の健康と生活を統合的に支え共生社会に貢献できる人材を育成する」ことを教育研究上の目的としている（埼玉県立大学学則第4条）。

そして本学は、教育目標として、「豊かな人間性」「創造性に富む知性」「高い専門性と連携力」「国際性と地域性に基づく協働力」（埼玉県立大学教育目標）を掲げ、これらの目的や教育目標を達成するために、専門職としての幼稚園教諭と養護教諭の養成を行っている。

この教員養成において、「学校内において行う教育活動のみならず、学校間や保健・医療・福祉の専門機関との連携協力を前提とした教育活動、学校を中心とした地域活動など、学校教育に関わる保健・医療・福祉の分野を連携し統合する専門的な資質能力を持った養護教諭と教諭の養成」を目指している（「埼玉県立大学における教員養成の目標」）。

<各学科専攻の教員養成の概要と特長>

現在、保健医療福祉学部にて、以下の複数の学科専攻にて教員養成を行っている。

- ・「養護教諭一種免許状」同学部 看護学科（平成11年度認定）
- ・「養護教諭一種免許状」同学部 健康開発学科健康行動科学専攻（平成18年度認定）
- ・「養護教諭一種免許状」同学部 健康開発学科口腔保健科学専攻（平成18年度認定）
- ・「幼稚園教諭一種免許状」同学部 社会福祉子ども学専攻（平成26年度認定）

これらの学科専攻では、それぞれの専門性を基盤とする教員養成を進めている。看護学科では、看護師の資質と能力を併せ持つ養護教諭の養成を志向し、児童生徒や教職員の心身の健康、特にメンタルヘルスの支援を行いうる能力を重視する。健康行動科学専攻では、保健・医療・福祉の各領域を総合的に学び、生命科学を基盤に一次予防と二次予防の専門的知識と技術を有する健康づくりのトータルコーディネーターの養成を目指す。口腔保健科学専攻では、歯科衛生士の資格を有し、保健医療福祉の専門的能力と口腔保健領域の専門的実践力を活かし、口腔保健の視点から、児童生徒の健康の育成と健康増進を支援できるスペシャリストたる養護教諭の養成を理念とする。（なお、健康開発学科健康行動科学専攻に、かつて設置されていた、中学校・高等学科一種免許状（保健体育）の養成課程は令和3年度をもって終了している。）

そして、社会福祉子ども学専攻では、発達支援や子育て支援における高度な相談支援能力を備え、関係諸機関や地域住民と協働しながら、要特別支援児や要保護児童の課題を的確に把握し、教育活動を通じて連携をコーディネートする能力を有する幼稚園教諭の養成を目指している。

さらに本学では、専門職連携(Interprofessional Work: IPW)を重視したカリキュラムを構成し、全学的に展開している。これを受け、本学の教員養成は、学校教育の保健・医療・福祉の分野におけるリーダー、コーディネーター、スペシャリストとしての役割を担う養護教諭、幼稚園教諭の養成を志向している。

こうした理念と目標のもと、本学は埼玉県をはじめ各自治体、及び私立学校の教育の現場に卒業生を教員として送り出してきた。本学の教員養成課程にて、過去10年の教員免許取得者は476名、うち学校教育の現場での教員就職者は225名である。ただし、本学を卒業と同時に教員免許状を取得した者のうち、学校現場以外の進路（医療機関等）に進み、数年を経て教員就職をする卒業生も少なからずいるため、上記の教員就職の実数は、これを上回ることが想定される。

<教職課程の自己点検・自己評価>

本報告書は、文部科学省が公表する「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」(教職課程の質保証のためのガイドライン 検討会議 2021年5月7日)を参考にしつつ、本学の教職関連科目担当者会における検討と協議を経て作成された。点検と評価の対象期間は2024年度である。

【項目1】教育理念・学修目標

(1-1) 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画

本学では、以下の“3つの方針”を設定している。つまり、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定し、その具体的項目と内容を大学ホームページや大学案内パンフレットに明記し、学内外に公表している。

そしてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは全学共通の方針に併せ、各学科でも策定され、各年度の学生ガイダンス、及び「履修の手引」等でも学生に明示されている。そして、教職関連科目を含む全学共通のシラバス様式には「関連するディプロマ・ポリシー」の欄を設定し、学生が、自身が履修する科目の授業内容と、この方針の関連性が把握できるようにしている。

また、本学では養護教諭養成課程、幼稚園教諭養成課程共通の「教員養成の理念と目標」を策定している。これを踏まえ、学科専攻の設置目的や専門性に立脚し、具体的な目標が設定されている。さらに、この目標を達成するための計画及び指標を、各履修年次の前期・後期について詳細に設定している。これらは、教職課程の運営や授業

の計画や進行、学生指導の基盤となるものである。

〈関連資料〉

履修の手引き

<https://www.spu.ac.jp/life/syllabus/>

保健医療福祉学部の3つの方針（ポリシー）

<https://www.spu.ac.jp/academics/tabid335.html>

教育情報の公表（教育職員免許法施行規則第22条の6関係）

<https://www.spu.ac.jp/academics/general/>

（1-2）教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画・策定と検証のプロセス-

教職課程を履修する学生の授業評価、履修カルテ等の学修の成果等は、教員が学生のニーズを把握し、授業の質の維持と向上に活かす重要な情報と位置付けている。そして、教職ホームカミングデイ等で（後述7-3）で、教職に就いた卒業生の声を聴く機会も設けている。また、自治体の教育委員会の採用担当者、幼稚園や小中学校等の教職員との繋がりを重視し、平素より情報収集に努めている。さらに、多くの教員が研究活動や社会貢献の一環として教育現場との継続的な関わりを持ち、教育現場の現代的課題を知る機会を得ている。

このように本学教員は、教員養成の質向上に資する情報を得る多様な機会を得ている。これらの情報は個々の授業や学生指導に活かされている。今後は、これらの機会と情報をより組織的に共有・活用し、教育の目標設定と具体的実践に反映させる仕組みづくりが求められる。

【項目2】授業科目・教育課程の編成実施

（2-1）複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況

本学教職課程は、養護教諭養成課程（看護学科、健康開発学科健康行動科学専攻及び口腔保健科学専攻）と幼稚園教諭養成課程（社会福祉子ども学科福祉子ども学専攻）を有しており、それぞれの課程で学科専攻の長所と特色を生かした授業科目を開設している。養護教諭養成課程では、「養護に関する科目」は、各学科専攻の教育的特色や強みを養護実践に生かせるような授業科目開設となっている。また、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」は看護学科、健康行動科学専攻、口腔保健科学専攻の共通開講としている。異なる専攻の学生がともに学ぶことで、お互いの立場や分野について理解するとともに、将来必要とされる学校内での連携やチーム学校について学ぶ機会を増やすようにしている。

幼稚園教諭養成課程では、幼稚園の教育課程に独自の「領域および保育内容の指導法に関する科目」のほか、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の

時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」を開講している。これらの科目のうちの多くは、保育士養成科目でもある。保育士関連科目は社会福祉子ども学科福祉子ども学専攻学生だけでなく、同社会福祉子ども学科社会福祉学専攻学生も履修する科目であり、福祉的な視点は本学独自の特色である。

(2-2) 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況

教職課程（養護教諭及び幼稚園教諭）の授業科目、養護及び教育実習の実施に必要な施設・設備については、ICT（情報通信技術）を活用した教育活動に対応し得る機器（画面共有システムなど）や視聴覚教材、各種機材や物品の整備を行っている。

養護教諭養成課程では、特に健康診断や環境衛生検査など保健管理に関わる機材・物品、救急処置に関わる備品の整備を進め、実技習得のための「模擬保健室」を設定している。また、学生自習室を設け、教育関連の書籍、自治体の教員採用試験対策の参考書や問題集を準備している。

幼稚園教諭養成課程では、対面で行う授業科目を基本としているが、授業の学習効果に応じてオンラインを実施し、また LMS を通じた資料の配布や課題の実施を行うなど、整備された ICT 環境を活かした授業の取り組みを行っている。実習の実施に必要な設備として、保育実習室、遊戯室、図工室、調理実習室があり、それぞれ実践を想定した実践的な授業が行われる。幼稚園・認定こども園等の関連書籍や、教員採用試験の参考書や問題集を福祉子ども学専攻のスタッフルームに準備している。

さらに、本学では、2021 年度から全ての学生にノートパソコンもしくはタブレットの所有を必須化しており、授業はこれを前提として行われている。そのための Wi-Fi を含めたインターネット接続環境についても整備を進め、その充実を図っているところである。また、情報センター（大学図書館）には、教職課程の学修に必要な図書や雑誌、資料を配置し、毎年教職関連科目担当者会が図書選定を行い、関連図書の充実を図っている。

(2-3) 教育課程の体系性

本学の教職課程では、教育職員免許法及び同施行規則の法令、及び本学における教員養成の目標と対応し、適切な授業編成を行っている。養護教諭養成課程の養護に関する科目は、看護学科、健康開発学科（健康行動科学専攻、口腔保健科学専攻）の教育課程と連動して開設され、それぞれの学科専攻の特性を踏まえた学修ができるようになっている。教職課程以外の科目との関連性については、カリキュラムマップで提示し、学生がその学修について初年次からの年次進行を把握できるようにしている。また、本学は 2027 年度のカリキュラム改訂を予定している。これに向けて、上記の関連性を整理し、より明確に把握できる表記も検討中である。

幼稚園教諭養成課程は、福祉子ども学専攻の教育目標およびディプロマポリシーに

基づき、福祉子ども学専攻のカリキュラムを構成する一部となっている。先述（2-1）のように、多くの授業科目は保育士関連科目でもあるため、社会福祉学専攻とも連携をとりつつ、学生に福祉の視点からの学修を提供できるよう体制を整えている。

なお、教職にかかる各種指導については、教職に関する科目の担当教員、当該の学科専攻の教員及び事務局教務担当職員等が情報共有のもと、密接に連携できる体制を整えて進めている。

〈関連資料〉カリキュラムマップ

<https://www.spu.ac.jp/life/syllabus/>

（2-4）ICT の活用指導力等、各科目を横断する重要事項に関する教育課程の体系的性

本学では、ICT 関連科目として「コンピュータ演習」を全学必修科目として、学生に履修を求めている。また、教職課程の学生には、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目として、「コンピュータ科学入門」を必修科目として設定している。

養護教諭養成課程及び幼稚園教諭養成課程ともに、各学科専攻の専門科目や教職実践演習を活用し、ICT 機器を活用した各種発表やアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れた授業実践を展開している。こうして、ICT 機器を有効しながら、教育現場の実践的課題を学ぶことで、学生は上記 2 科目での学びをより深化させ、将来、教員として必要とされる ICT 活用指導力に繋がる事項を学修している。

（2-5）いわゆるキャップ制の設定状況

埼玉県立大学履修規定では、その第 3 条 3 にあるように、健康開発学科健康行動科学専攻及び健康開発学科健康情報学専攻に所属する学生が各年次に履修登録できる単位の上限を学長が必要と認めた場合を除き 46 単位としている。ただし、健康開発学科健康行動科学専攻に所属する学生にあっては、教育職員免許状取得のために単位の修得が必要な科目のうち、上記規程の別表に掲げる教職関連科目についてはこの制限外となっている。このように、本学の教員養成に関わる学科専攻では、健康開発学科健康行動科学専攻に、いわゆるキャップ制が適用されている。

〈関連資料〉大学履修規程

<https://www.spu.ac.jp/Portals/0/kisoku/kitei105.pdf>

（2-6）教育課程の充実・見直しの状況

本学では全学的な取り組みとして、全ての科目に関して「授業評価アンケート」の記入を学生に求めている。その一環として、教職関連科目についても、「授業評価アンケート（授業期間中盤と終盤）」、「学生調査アンケート」が実施されている。これらは、教職関連科目担当者会等の教員が授業改善を進める上で、貴重な情報源の一つとなっている。また、本学の保健医療福祉学部では、2027 年度にカリキュラム改訂を予定し

ている。これに向けて、「授業評価アンケート」等の情報を有効活用しつつ、今後の教職課程の見直しと充実に向けた議論を行っていく予定である。

なお、「授業評価アンケート（授業評価・学修成果アンケート）」の回答率が低く（2024年度前期 41.9%、後期 42.2%）、回答率を上げることが課題となっている。

〈関連資料〉 授業評価アンケート（「授業評価・学修成果アンケート」）

<https://www.spu.ac.jp/life/evaluation/>

（2-7） シラバスの作成と最適化の状況

教職関連科目のシラバスは、全学共通の様式で授業科目責任者が作成している。シラバスにおいて、授業科目の到達目標は「授業の到達目標」欄に記、授業回ごとに記載されている。ほかにも、授業の概要、学習のねらい、関連するディプロマポリシー、授業概要、教科書、参考書等、成績評価基準、授業前の学習、学習上の助言、科目に関連する教員の実務経験の有無が明確に記載されている。各授業科目のシラバスは、大学ホームページにて検索可能となっている。また、先述の「授業評価アンケート」には、教員が行なった授業の展開がシラバスを意識したものかを問う質問項目も設定している。

また、教職関連科目のシラバスは、教職課程コアカリキュラムに対応した内容で作成されている。さらに、これを基本として、各教員は、現今の学校教育の現状や、幼児及び児童生徒の現代的課題等を鑑み、授業内容や授業用資料や教材も可能な限り最適化を目指している。なお、本学は全学的な取り組みとして、教員によるシラバスチェックを実施している。今後、教職関連科目担当者会を中心に、毎年実施されるこのシラバスチェックの機会に併せ、この対応関係をより確実に確認しあう方法を検討すべきと考えている。

〈関連資料〉 シラバス

<https://portal.spu.ac.jp/car/student/jugyo/A02SyllabusPrint.do>

（2-8） アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況

本学では、教職関連科目に限らず様々な授業科目で、アクティブ・ラーニングやICTを活用した授業展開を重視している。養護教諭養成課程では、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の複数の科目（「道徳・総合的な学習の時間及び特別活動」や「教職相談」など）でグループディスカッション、グループワークやロールプレイ、架空事例をもとにした事例検討などを積極的に取り入れている。ICTについて、学生は、複数授業科目での各種発表や模擬授業等で活用するとともに、「学校ボランティア演習Ⅰ及びⅡ」では学校現場で情報機器の活用の実際に触れ、実践的知識を深める機会を得ている。また、「教職実践演習」でも協同学習やICT活用にかかる演習を取り入れ、新たな手法の定着を図っている。

幼稚園教諭養成課程では、学生の主体的・対話的な学びを引き出すために、講義科目である「保育者論」では、事前に問いかけを行い、追って各自で考えたことを踏まえた講義を行う反転授業を実施している。また、「教育原理」においては、グループディスカッションを取り入れ、学生自身に考える機会を用意するなどしている。例えば「保育内容の「音楽表現」の指導法」における各種発表や模擬保育などの活用に加え、「幼児と表現（音楽表現）」における弾き歌いの指導の中で、模範演奏の動画の提供や簡易伴奏の楽譜作成等を行う等、学習効果に合わせて、ICT を活用した授業を行っている。「幼児と表現（造形表現）Ⅰ」では、オンライン鑑賞環境の整備やアプリを活用した作品制作を行い、「保育内容『造形表現』の指導」では、学生同士が感想を記述し合うことで作品の共有と理解を深めている。これらの取り組みにより、ICT を活用した対話的・協働的な学びが促進されている。

このように、養護教諭養成課程と幼稚園教諭養成課程の双方において、学生が自ら思考を進め、対話し、活動を通じて学ぶ授業を重視している。

〈関連資料〉 シラバス

<https://portal.spu.ac.jp/car/student/jugyo/A02SyllabusPrint.do>

(2-9) 個々の授業科目の見直しの状況

本学では、「授業評価アンケート（授業期間中盤と終盤）」が原則すべての授業科目で実施され、そのアンケート結果が各担当教員へフィードバックされる。この結果は、各科目の担当教員が、授業科目の内容や指導方法について自己点検し、必要な見直しや授業改善をはかる重要な情報として位置づいている。また、全学共通のシラバスの様式には、「学習上の助言や授業改善に関する教員からのコメント」の欄が既に設定されている。「授業評価アンケート」の結果を受けて、教員が授業改善や見直しを行った場合や学生へのメッセージを記したい場合、この欄に明記することができる。

〈関連資料〉 シラバス

<https://portal.spu.ac.jp/car/student/jugyo/A02SyllabusPrint.do>

(2-10) 教職実践演習及び教育実習等の実施状況

養護教諭養成課程では、3 年次に「養護実習Ⅰ」、4 年次に「養護実習Ⅱ」を実施する。そのため、2 年次後期に「養護実習履修者審査」を行い、養護教諭養成課程での学び継続の意思確認を行っている。また、養護実習に当たってはそれぞれの実習前に事前・実習後に事後指導を実施している。これらの指導は、養護教諭養成課程に関わる三つの学科専攻の教員で行っている。4 年次後期の「教職実践演習」は、これまでの教職課程における学修を記録した教職課程履修カルテをもとに、教職課程の総まとめとなるように行っている。

幼稚園教諭養成課程では、2 年次に教育実習Ⅰ、4 年次に教育実習Ⅱを実施する。

2 年次前期、4 年次前期にそれぞれ事前指導を行い、幼稚園での教育実習に前後して行われる保育所や施設での保育実習の学修成果とも関連付けながら、準備をすすめている。4 年次後期の「保育・教職実践演習」は、これまでの教職課程における学修を記録した教職課程履修カルテをもとに面談を行い、教職課程の総まとめとしている。

【項目 3】学修成果の把握・可視化

(3-1) 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況

本学における成績評価の基準は、「埼玉県立大学履修規程（規程第 105 号）」に定め、評語と達成水準との関係を明確にしている。この基準は、履修の手引及び本学ホームページで公表されている。

〈関連資料〉

大学履修規程

<https://www.spu.ac.jp/Portals/0/kisoku/kitei105.pdf>

成績の評価基準

<https://www.spu.ac.jp/life/certification/>

履修の手引

<https://www.spu.ac.jp/life/syllabus/>

(3-2) 成績評価に関する共通理解の構築

同一名称の授業科目を複数教員が開講する場合の成績評価については、本学では、一例として挙げると、教職課程にかかわる授業科目の「コンピュータ演習」と「コンピュータ科学入門」が複数の教員の分担によって開講されている。両科目は、同一にシラバスによって授業展開がなされ、成績も科目内の統一の基準によって評価される。また、その他の科目についても同様に、各科目独自の基準によって成績評価がなされている。これらは、同一科目を担当する教員間での取り組みである。全学的な課題のひとつとして、今後のカリキュラム改定等に見据えて、成績評価に関するガイドラインを設定する必要があると考えられる。

(3-3) 教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

教員養成の目標の達成状況に関連する情報として、本学では、教員免許状の取得状況と教職への就職状況に着目し、教職課程の開設以来、長期的に情報を蓄積している。また、その情報は年度ごとに、本学ホームページにて公表している。

また、養護教諭養成課程及び幼稚園教諭教育課程ともに、教員の指導の下に、学修成果と今後の課題を教職履修カルテに学生自身が記載している。これらは、カルテを利用した教員との個別面談の実施や、教職実践演習等での指導に活用している。

〈関連資料〉教育情報の公表（教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 関係）

<https://www.spu.ac.jp/academics/general/>

（3-4）成績評価の状況

公正かつ適正な成績評価のために、教職関連科目に限らず、全学の授業のシラバスには、シラバス作成マニュアルに沿った到達目標、成績評価の方法及び評価割合が記載され、学生に明示されている。また、この成績評価は、「埼玉県立大学履修規程（規程第 105 号）」に定められた内容に沿ったものとなっている。成績評価に関する事項は、各授業科目の初回ガイダンスにおける重要な伝達事項のひとつである。

また、成績が通知された後の一定期間内に、学生が自身の成績評価に疑問等を抱いた場合、該当科目の教員に問い合わせることが可能である。

〈関連資料〉大学履修規程

<https://www.spu.ac.jp/Portals/0/kisoku/kitei105.pdf>

【項目 4】教職員組織

（4-1）教員配置の状況

教職課程認定基準に定める必要専任教員数は、本学の養護教諭養成課程及び幼稚園教諭養成課程ともに充足している。以下、本学の専任教員数と必要教員数（括弧）を示す。まず、養護教諭養成課程では「養護に関する科目」に関して、看護学科 32 名（3 名）、健康行動科学専攻 4 名（3 名）、口腔保健科学専攻 4 名（3 名）である。「教職の基礎的理解に関する科目等」については、3 学科専攻で 2 名（2 名）である。次に、幼稚園教諭養成課程では、「領域に関する専門的事項」では 4 名（3 名）、「保育内容の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目等」では 3 名（3 名）である。

（4-2）教員の業績・実務経験等

教職課程を担当する教員を含め、本学の常勤教員は年度ごとの業績を大学に報告するとともに大学ホームページで公表している（論文・著作・授業科目・社会貢献活動等）。また、教員養成に関わる教員には、幼稚園、小中学校、高等学校等の学校現場での実務経験、あるいは学校現場での心理的援助の実践経験を有する者が配置されている。また、看護師や保健師等の医療専門職の資格を有する教員も配置されている。こうした専門的背景は、「科目に関連する実務経験」として、授業科目のシラバスにも明記されるとともに、日々の授業実践や学生指導に反映されている。

〈関連資料〉教員紹介

<https://www.spu.ac.jp/academics/db/>

(4-3) 事務職員の配置状況

養護教諭養成課程と幼稚園教諭養成課程の双方で、教職課程を適切かつ円滑に運営し、授業実践や学生指導を進めるために、教員と事務局職員の連携・協働を重視している。事務職員の分掌として教職課程を担当する職員は2名である。しかし、それ以外にも、授業科目や実習科目は、事務局「教務・入試担当」部門、就職や免許の取得について「学生・就職支援担当」部門、さらに、教育環境の整備や機材・備品の確保については、「施設管理担当」及び「財務担当」がバックアップしている。

(4-4) FD・SDの実施状況等

本学では教育の質的向上を目指す全学的な取り組みの一環として、全教員を対象とするFD及びSDを実施している。2024年度はFD研修の開催は2回。SD研修は3回である。なかでも、近年重視される、高等学校段階の教育と大学教育の連続性、高大接続の課題意識を反映し、2024年度は高等学校教育に関連する研修を2回開催した。（「高等学校の授業の実際」「高等学校教育の動向」）。

〈関連資料〉FDについて

<https://www.spu.ac.jp/about/facilities/tabid236.html>

【項目5】 情報公表

(5-1) 教育職員免許法施行規則第22条の6の情報公表

本学ではホームページ（以下、大学HP）を開設するとともに、教職関連科目担当者会にて研究誌『子ども・教職研究』を毎年、発行している（以下、研究誌）。

以下の事項を本学ホームページと研究誌（子ども・教職研究）に掲載した。

- ・本学の教員養成の理念と目標、及び各学科専攻の目標及とその目標を達成するための計画・教員養成に係る組織（教職関連科目担当者会）に関する説明
- ・過去10年分の卒業者の教員免許状の取得、及び教員就職の状況の実績
- ・教員養成における教育の質向上に係る取組の具体例の列記

以下の事項を大学ホームページに掲載した。

- ・各教員の保有学位、業績、担当授業科目、
- ・授業科目の授業方法と具体的な内容、年間もしくは半期の授業計画等（シラバス）

上記の研究誌は初号発行の2018年度から毎年度発行し、2024年度に第8号が発行された。なお、この研究誌には、本学の教員養成に参画する教員の教育研究、各種活動の成果を掲載されている。

〈関連資料〉教育情報の公表（教育職員免許法施行規則第22条の6関係）

<https://www.spu.ac.jp/academics/general/>

(5-2) 学修成果に関する情報の公開

本学が毎年、全学的に実施する授業アンケート、「埼玉県立大学 2024 年度後期授業評価・学修成果アンケート 集計結果」を前期分、及び後期分を、本学ホームページに掲載している。

〈関連資料〉授業評価・学修成果アンケート

<https://www.spu.ac.jp/life/evaluation/>

【項目 6】教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

(6-1) 教職課程を履修する学生の確保に向けた取り組みの状況

本学全体の大学広報の一環として、教職課程の紹介を積極的に行った。2024 年埼玉県立大学オープンキャンパス（6 月 9 日及び、8 月 3、4 日）にて、養護教諭養成課程では本学での教員免許取得を希望する、あるいは関心のある高校生等を対象とする相談会（教員免許なんでも相談・質問コーナー）を開催した。幼稚園教諭養成課程に関しては、社会福祉子ども学科福祉子ども学専攻による、専攻の紹介、模擬授業、学生による相談会などを行った。双方の養成課程ともに紹介動画を作成し、本学ホームページにて公開した。

また、高等学校教員を対象とする説明会（6 月 25 日）にて、進路指導を担当する高等学校教員への各種情報提供等を行った。

(6-2) 学生に対する履修指導の実施状況

教職課程を履修する学生の動機づけを高め、学修の見通しや展望を持てるように、丁寧な履修指導を目指している。学生に対する履修指導は、新年度の開始にあたり教職ガイダンスを実施（1 年～4 年）し、教員免許の取得に関する科目の履修方法、留意点等に関して指導を行っている（幼稚園教諭養成課程は学科・専攻ガイダンスにて実施、養護教諭養成課程は、学科オリエンテーションとは別に教職ガイダンスを開催）。また、希望する学生には個別相談の時間も設けて実施している。

教職履修カルテについては、養護教諭養成課程は記載方法について 2 年次前期に記載にかかる説明会を行い、その後、記載内容の確認を含めた面談（2 年次後期及び 4 年次後期）を実施している。また、履修カルテは、4 年次後期の「教職実践演習」の指導において活用されている。幼稚園教諭養成課程では、同様に 4 年次後期の「保育・教職実践演習」に当たって活用されている。

(6-3) 学生に対する進路指導の実施状況

本学は全学的に、学生のニーズに応じた就職支援やキャリア支援体制の構築を目指してきた。まず、本学にはキャリアセンターが設置され、就職活動や進路に関する相談にキャリアカウンセラーが対応している。また、大学担当課（学生・就職支援担当）

と協働して各種講座が開催されている（ボランティア事前指導・小論文講座・教員採用試験模擬試験）。

養護教諭養成課程については、まず、年度当初の教職ガイダンス（3年次・4年次）で教員採用試験の受験に関する指導及び情報提供を行い、同時期に埼玉県及びさいたま市の教育委員会の協力を得て、教員採用試験説明会を学内で開催している。そして、教員採用試験対策については、本学教職関連科目担当教員を中心に面接や小論文（指導と添削）の対策講座等を行っている。教員採用試験合格者（4年次）による合格体験報告会も実施している。ここでは、学年間交流の機会も持ち、1～3年次生の今後の動機づけを高め、試験対策のヒントとなる情報提供も行っている。さらに、学内に教職課程履修者用の学習室を設け、学校教育や教職の各種資料、採用試験の問題集や参考書等を常備し、学生が自由に閲覧かつ自習をできるようにしている。

幼稚園教諭養成課程については、3年次前期に行われる、卒業生による就職体験のスタートアップセミナー、3年次後期に行われる先輩学生による就職体験報告会などを通じて、モチベーションアップを図っている。4年次のゼミ担当教員が窓口となり、教員採用試験対策担当が中心となって、対策指導を行っている、

さらに、卒業生（現職教員等）を対象とした、フォローアップの取り組みも行っている。「埼玉県立大学オープンカレッジ講座」の一環として、「養護教諭なんでも相談室」を開催し、本学教員（養護教諭経験者）が小中高等学校、特別支援学校の養護教諭等を対象とする相談を行っている（来談・オンライン）。同様に、「埼玉県立大学オープンカレッジ講座」の一環として、「養護実践事例検討会」を開催、現職教員（卒業生）の実践報告や情報交流（例：熱中症対策・ICTなど）の機会を提供している。

【項目7】関係諸機関との連携

（7-1）教育委員会や教育現場との連携及び交流

①本学の教職課程の教員の中には、自治体の教育委員会や各種の教育現場との関係を有する者が少なくない（自治体の教育委員、学校評議委員、心理・教育相談、研究授業、コンサルテーション、各種研修会・講習会、講演会等）。

②本学は近隣自治体との協力関係を重視している。越谷市と包括協定を取り結ぶとともに、春日部市と包括的連携協定を締結している。こうした両市との関係を基盤にし、かつ教育現場の協力を得て、実習校や学校ボランティアの協力校を確保することができている。

③埼玉県教育委員会、及びさいたま市教育委員会の協力を得て「教員採用試験説明会」を学内で開催した（既出 6-3）。ここでは、教員採用試験の情報に併せて、教職の魅力ややりがいについても講話がなされた。この説明会には、2024年度受験予定の3・4年次学生のみならず、1年次より参加可能としている。これにより、学生が将来への展望を持つとともに、教職への具体的イメージを抱く一助となると考えている。

④教員養成に関する課題共有

埼玉県教育委員会と、本学4年生及び卒業生の教員採用試験実績に関する情報共有、及び教員養成の課題共有の機会に参画した(「教職課程を有する大学との連絡協議会」)。教育委員会から、教員に期待される資質や態度、コミュニケーション等の課題提起がなされ、これらは大学での指導でも重視された。

(7-2) 教育実習等の協力校等の連携・協力

①養護実習及び教育実習の指導においては、自治体や協力校等との関係を構築・維持するため、本学教員が直接実習校に実施に赴いている。ここでは、当該学生の指導を行うほか、本学の教員養成に関する意見や要望、提案等も積極的に収集している。

②教職課程を履修する学生に、学校ボランティア活動を推奨している。(学校行事への参加、支援を要する児童生徒への対応、保健室や健診の補助等)。上記のように、越谷市と春日部市とは特に緊密な協力関係を重視し、本学の地域連携センターが各種調整を行っている。教職養成に関わる教員は、これらの学校ボランティアに指導面で関与し、事前学習やオリエンテーション、活動報告会、個別相談等で指導にあたっている。

③実習校訪問は大学教員にとっても、教育現場の実践に触れる貴重な機会である。実習生及び実習校校長の許諾を得たうえで、研究授業の指導場面の映像記録(児童生徒は対象外)を収集し、本学の学生指導に活用している。

(7-3) 学外の多様な人材・資源の活用状況

①埼玉県立大学保健医療福祉科学学会(SPU学会)にてシンポジウムを開催し、本学学生の多くの参加を得た。ここでは、埼玉県内で活動する現職教員(本学卒業生)や心理職(本学非常勤講師)及び福祉職(本学卒業生)の登壇を得て、現今の学校教育の諸課題を実践者の語りを通じて学ぶ機会を本学学生に提供した。

②卒業生の協力を教職課程の学生への指導に活かす取り組みを進めている。大学の大学祭(清透祭)にあわせ、「教職ホームカミングデイ」を開催した(2013年より毎年開催)。ここでは卒業生(現職教員)が来校し、自身の実践報告とプレゼンテーションを行っていただいている。また、本学学生が教職他や自身の進路等に関して、質問や相談が可能な交流会も開催している。

③幼稚園教諭養成課程では「保育内容「表現」の指導法Ⅱ」で子ども向けの劇を制作し、地域住民に呼びかけ本学に来場いただき、発表の観覧をしていただいている。発表した内容についての地域住民の感想や反応を学生の振り返りに活用している。

(その他)

本学は県内の医療機関や自治体等のニーズの変化、リカレント教育のニーズの増加、学生のキャリア形成の多様化等を踏まえ、教育・研究の質を担保しつつ、埼玉県の保健医療福祉や地域社会への貢献を志向している。こうした諸課題を踏まえ、大学院の

定員拡大、高度専門職業人向けの教育の拡充、情報教育の強化等の改革を進めている。その一環として、2024年度は、養護教諭養成の高度化を目指し、養護教諭専修免許の課程の新設に向けて準備を進め、文部科学省の設置認可を受けた（2024年12月）。

【課題と展望】

（課題1）特色ある授業実践や指導技術の共有と継承の体制づくり

今回の自己点検作業では、養護教諭養成課程と幼稚園教諭養成課程の双方において、ICTの活用や、学生が主体的な行動や思考を通じて学ぶ授業実践を再確認することができた（既出 項目2-8）。ただしこれらは、個々の教員の創意工夫の範囲で行われることが多く、そこにある授業や指導の技術は教員間では、必ずしも十分に共有されていない。そこで今後は、教員個人の創意や工夫、効果的な授業、ニーズに応じた学生指導の在り方などを、より多くの教員間で共有・継承する仕組みと体制、研修が望まれる。その共有と継承の営みを教員の技量の向上、さらには本学の教員養成の質の維持と向上に繋げる中長期的な見通しが必要とされる。

（課題2）学生の声を教育の質向上に繋げようとする教員の姿勢

「授業評価アンケート」は教職課程のみならず、大学全体の教育課程の充実を目指す上で貴重な情報源のひとつである。しかし、その回答率の低さが全学的な課題となっている（既出 項目2-6）。今後、アンケートへの回答について、学生への一層の周知と協力依頼を行なう必要がある。さらには、学生ひとりひとりが、よりよい大学づくりに「自分達の声が活かさる」という実感と見通しを持てるような、工夫と手立てが必要とされる。そこで平素より、本学の教員には、学生との対話を大切に、学生の声に耳を傾け、それを自身の教育に活かそうとする真摯で謙虚、かつ柔軟な姿勢が求められる。また、そうした教員自身の在り方をひとつのロールモデルとして、将来の教員である教員養成課程の学生に示すことの意義は極めて大きい。

（課題3）地域社会や関係機関との協力関係を教育の質向上に繋げる体制

本学は二つの教員養成課程（養護教諭・幼稚園教諭）を有する（既出 各学科専攻の教員養成の概要と特長）。ここに、教育実習を実施する付属学校は設置されていない。このことは、本学の教員養成が、学外の諸学校や教育委員会、関係諸機関の協力なくしては成立しないことを意味する。そこで、本学は、埼玉県内を中心に、自治体や関係諸機関、そして地域社会との連携を重視してきた（既出 7-1・7-2）。こうした協力関係は双方の教員養成課程のみならず、本学にとっても貴重な基盤である。今後も、この協力関係を維持し発展させ、そのネットワークを教員養成の質向上に繋げていかなければならない。さらに、この連携を通じ、教員が得る多くの情報をどのように教員養成の質向上に活かしていくのか、そのプロセスと体制を作ることも重要課題である。

（課題4）教員養成の在り方の検討と中長期的なキャリア形成の観点

本学の教員養成課程は、「教職ホームカミングデイ（既出 7-3）」の取り組みなど、卒業生（現職者）の参加や協力を得ている。また、本学の教員養成課程を担当する教員は、大学「入学前」の高校生や高等学校教員を対象とする広報活動、情報提供や相談も担っている（既出 6-1）。さらに、「養護教諭なんでも相談室」の実践例は、大学卒業後の卒業生（現職者）へのフォローアップのニーズの大きさを示唆している。

このように、本学の教員養成課程の機能と役割は、学生の在学期間のみならず、その前後に時間的に拡大しつつある。さらに 2025 年度、本学大学院における養護教諭専修免許課程の開設以降は（既出 項目 7）、本学卒業生を含む現職者のキャリア形成、リカレント教育のニーズへの対応が益々重要な役割となるであろう。

これらの現状を鑑みるに、今後、教職課程の授業内容や学生指導の在り方を検討する際には目前の課題解決のみに終始せず、中長期的なキャリア形成の支援を視野に入れなければならない。ただ、この課題には教職課程を担当する教員のみならず、学内の教職員や事務局、学外機関との効果的かつ実行可能な連携と協働のありかたを探索する必要がある。